（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十七条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を加え、同条ただし書中「国家公安委員会、」の下に「個人情報保護委員会、」を、「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を加える。

（遺失物法の一部改正）

第二十八条　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第五号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十九条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「第三号新住民基本台帳法別表第一」を「住民基本台帳法別表第一」に改め、同条第四項中「第三号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項」に改め、同条第五項中「第三号新住民基本台帳法別表第三」を「住民基本台帳法別表第三」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項」に、「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「住民基本台帳法別表第四」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項」に、「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「住民票コードを除く。）」に改め、同条第六項中「第三号新住民基本台帳法別表第四」を「住民基本台帳法別表第四」に、「第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「住民票コードを除く。）」に改め、同条第七項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十四」を「住民基本台帳法第三十条の十四」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「同条並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同条」を「住民基本台帳法第二十条の四」に、「本人確認情報（住民票コードを除く。）」を「住民票コード及び個人番号」に、「本人確認情報」を「個人番号」に改め、同条第八項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項」に、「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第二項」に、「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第三項」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、第三十条の三十七第一項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の」に、「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」を「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」に改める。

第二十二条第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）」を「住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法第三十条の九」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第五項中「本人確認情報（住民票コードを除く。）」を「住民票コード及び個人番号」に、「本人確認情報」を「個人番号」に改め、同条第六項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」を「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」に改める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十六条第二号中「第六十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第三十一条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（平成十三年法律第七十五号）」の下に「、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第三十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十九号の二中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十二条」に改める。

第十六条第二項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第六十四条の表特定個人情報保護委員会の項を次のように改める。

個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律

第三十三条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十九号の二中「第五十二条」を「第六十一条」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第三十四条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「第五十八条」を「第四十二条」に改める。

第三十五条　財務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「第四十二条」を「第三十八条」に改める。

第三十六条　財務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「第三十八条」を「第三十九条」に改める。

（消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正）

第三十七条　消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第二項第一号中へを削り、トをへとし、同項第四号中「、国民生活安定緊急措置法」を「及び国民生活安定緊急措置法」に改め、「及び個人情報の保護に関する法律」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三